

# 成田税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒286-8501 成田市加良部1-15 Tel 0476 (28) 5151 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

確定申告書は

作成コーナー



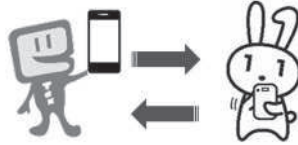
国税庁ホームページから作成！

## 自動計算



画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信！

## 自動入力



マイナポータル連携でデータをまとめて入力！

## 自宅から



確定申告はご自宅で！スマホで申告できます！

▶ 入力方法は動画でチェック！

確定申告 動画



### e-Tax なら3週間程度で還付されます

マイナンバーカードをお持ちでない方も、税務署が発行する「ID・パスワード」があればe-Taxで送信することができます。

(注) ID・パスワードによるe-Taxは暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

# 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月24日(火)・25日(水)	白井市役所	白井市復1123	午前10時から 午後4時まで  ※ 「入場整理券」の配付状況に応じて、受付を早め(午前中)に締め切る場合があります。
1月30日(月)	富里市すこやかセンター	富里市七栄652-1	
1月31日(火)	佐倉市中央公民館	佐倉市錦木町198-3	
2月1日(水)・2日(木)	志津コミュニティセンター	佐倉市井野794-1	
2月3日(金)	佐倉市臼井公民館	佐倉市王子台1-16	
2月6日(月)	八街市総合保健福祉センター	八街市八街ほ35-29	
2月7日(火)・8日(水)	四街道市役所	四街道市鹿渡無番地	
2月9日(木)・10日(金)	印西市役所	印西市大森2364-2	

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送でご提出いただくか、成田税務署窓口にご持参ください。

○ ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。

○ 医療費控除を申告される方は「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。

○ 混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。

○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

# 申告書作成会場の開設について

## ～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月6日(月) ～3月15日(水) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	イオンモール 成田	成田市ウイング 土屋 24	【受付】 午前9時から午後4時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を 早く締め切る場合があります。

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、郵送でご提出いただくか、成田税務署に直接お持ちください。
- 混雑回避のために「入場整理券」を配付します。  
入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間前でも成田税務署で申告相談を受付けております。
- 会場では、ご自身のスマートフォン(またはタブレット)を使用して申告書を作成していただくことを基本としています。

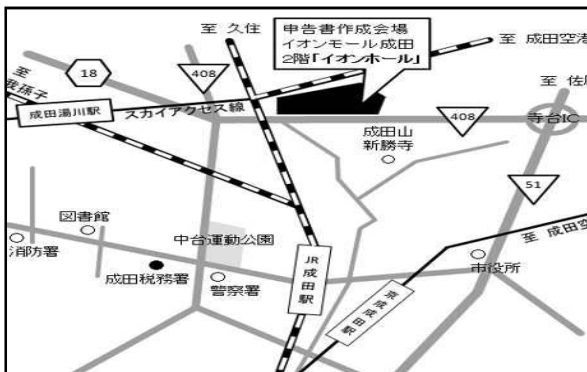
### オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加は  
こちらから！

### 【案内図】



### 【電車・バス】

JR 成田駅または京成成田駅下車  
京成成田駅中央口(西口)6番乗り場から千葉交通バス  
「イオンモール成田」行き乗車

### ご注意ください！

午前9時から午前10時までの間、申告書作成会場へは、立体駐車場3階から連絡通路を通り、モール2階C入口からご入場ください(他の入口は利用できません)。  
受付開始時は、2階C入口からご入場された方から順番に受付いたします。

## 会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～各会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しいただき、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。  
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

### 事業所得者・不動産所得者のみなさまへ

## 令和5年10月 消費税インボイス制度が始まります！

制度開始時に、インボイス発行事業者となるためには、原則、**令和5年3月31日までに**登録申請が必要です！

登録申請手続は e-Tax をご利用ください。

- ▶ 書面に比べて早期に登録通知を受け取れます。
- ▶ 電子データで登録通知を受け取れます。



### インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に、説明会の開催情報や申請手続などを掲載しています。

